

## 有償刊行利用許諾契約書（事業者二次著作物等）

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という。）と著作物利用許諾者「株式会社みちのく計画」（以下、「乙」という。）は、青森県と乙の共同著作物である「青森県縮尺1/2,500及び1/10,000 数値地形図」（以下、「数値地形図データ」という。）及び、事業者二次的著作物の有償刊行利用に関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## （定義）

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- 2 「数値地形図データ」とは、青森県縮尺1/2,500数値地形図更新事業で作製された（表2）に定める著作物をいう。
- 3 「事業者二次著作物」とは、乙が共同著作物を利用して作製した二次著作物をいう。
- 4 「甲の二次的著作物」とは、甲が共同著作物である数値地形図データを利用して創作した著作物をいう。
- 5 「三次著作物」とは、事業者二次著作物を利用して創作した甲の著作物をいう。
- 6 「有償刊行」とは、共同著作物及び事業者二次著作物を利用し創作した甲の二次的著作物、及び、三次著作物を、紙地図又は電子媒体で有償による刊行を行うことをいう。
- 7 「管理運営事業受託者」とは、青森県と乙が締結した「青森県縮尺1/2,500数値地形図更新事業の管理運営に関する協定書」第6条の規定によって委託した著作物の販売代理人をいう。

## （知的財産権）

第2条 数値地形図データの著作権は、青森県並びに乙に帰属する。また、事業者二次著作物の著作権は、乙に帰属する。

## （利用許諾の内容）

第3条 甲は本契約及び別紙の内容に従い、甲の二次的著作物を別紙に定めた数量の刊行と有償による頒布行為を以下の範囲で行うことができる。

- 2 有償刊行する甲の二次的著作物には、原著作権者の権利を表記すること。
- 3 第三者の閲覧における利用制限を明記し、利用許諾の同意を確認すること。
- 4 電子媒体で刊行する際には、甲の二次的著作物をラスタライズし、第三者がデータを構造的に分離できないものとする。
- 5 甲は、別紙に定めた数量以上の追加刊行を行う場合、著作物の利用許諾申請書の再提出を行うものとする。

## （甲の遵守すべき事項）

第4条 甲は、甲の有償刊行物の完成品の写しを、一部乙に提出するものとし、本契約に明示的に許諾されている場合を除いて、次の各号に該当する行為はできないものとする。

- 2 イントラネット、インターネット等を通じて、不特定または多数の公衆に送信する行為。
- 3 販売印刷物、コンサルティングレポート印刷物等の第三者の刊行物への掲載行為。

## （管理）

第5条 甲は、甲の二次的著作物及び甲の三次著作物を有償で刊行する者に本契約の趣旨を徹底させるため、別紙のとおり定め管理するものとする。

- 2 甲は、青森県と乙が無断利用の予防措置を講じていることを周知徹底し、著作物及び甲の二次的著作物、及び、甲の三次著作物の無断利用及び外部への流出防止のための措置を行うものとする。

## （秘密保持）

第6条 甲と乙は、数値地形図データ及び事業者二次著作物、又は相手方から秘密である旨指定された情報（以下、「秘密情報」という。）を秘密に保持するものとし、相手方の事前の書

面による同意がない限り第三者に開示または漏洩してはならないものとする。ただし、次に掲げる情報は、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 受領当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
  - (2) 開示前に受領当事者が適法に保有していた情報
  - (3) 開示制限を受けない第三者が受領当事者に適法に開示した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、甲と乙が前項の規定に違反し、相手方に損害を与えたときは、当該損害の賠償を行うものとする。

#### (賠償責任)

- 第7条 乙の甲に対する損害賠償責任は、甲が直接被った通常損害に限定し、甲の既に支払い済みの対価の総額を超えないものとする。
- 2 甲が数値地形図データを使用したことにより、甲に対して第三者から知的財産権の侵害の申立等(以下、「申立等」という。)が提起されたときは、乙は次の各号に掲げる事項を条件として、乙の費用と責任でこれを防御するとともに、確定した費用および損害賠償金を利用者に支払うものとし、契約時に明記する。
- (1) 甲が当該申立等を提起された日から30日以内に、乙に対し書面で申立等内容を通知すること。
  - (2) 甲が当該申立等を防御し解決するために必要な情報、援助を乙に与えること。
  - (3) 甲がその防御および解決に関連する全ての交渉する権限を乙に与えること。
- 3 甲が契約書に定める許諾条件を遵守せず、問題が発生した場合には、甲は自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、乙に何等の迷惑または損害を与えないものとする。
- 4 甲が数値地形図データに関する青森県及び乙の知的財産権を侵害したとき、または前項において乙に損害を与えた場合、甲は乙に対して損害賠償責任を負うものとする。
- 5 第6条の規定に関わらず、甲と乙が同条の規定に違反し相手方に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

#### (地位譲渡の禁止)

- 第8条 甲と乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の権利義務またはその地位を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとする。

#### (著作権使用料及び支払い方法)

- 第9条 甲は乙に対し、有償刊行に伴う著作権使用料として、別紙に定める金額を支払うものとする。
- (1) 著作権使用料は、購入著作権使用料と再販著作権使用料を合算した金額とする。
  - (2) 支払い金額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- 2 甲が定めた刊行部数を実際の販売部数が下回る場合、乙はその差額分を返金しないものとする。

#### (支払条件)

- 第10条 支払期日は、請求書受領後30日以内とする。
- 2 支払方法は、契約書別紙に記載の乙の銀行口座に現金振込にて支払うものとする。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

#### (契約期間および解除)

- 第11条 本契約は、別段の定めがない限り、期限の定めのない契約であり、甲が有償刊行を中止するか、または本状による解除がなされない限りその効力を有するものとする。
- 2 前第1項の規定に係らず、甲が利用中止を申し出た場合は、それをもって契約の終了とする。
- 3 甲と乙は、相手方が本契約の何れかの条項に違反し、かつその是正要請を書面で通知した後15日以内に改善がみられない場合には、本契約を解除することができる。
- 4 甲と乙は、相手方に次の各号に該当する事由の一が生じたときには、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 本契約違反の程度が著しく、信頼関係の回復が困難であるとき。

#### (契約終了後の措置等)

- 第12条 本契約が解除または甲の利用中止によって終了したときは、甲は刊行物を甲の費用により処分を行うものとし、その旨の誓約書を丙に提出するものとする。
- 2 前条の解除原因が乙に存し、甲が本契約を解除したときは、乙は支払い済みの対価を限度と

して甲に損害の賠償をするものとする。

- 3 前条の解除原因が甲に存し、乙が本契約を解除したときは、解除によっても甲の代金支払債務は免責されないものとする。別途乙に損害が生じたときは、甲は乙またはに当該損害を賠償するものとする。

(契約の変更)

- 第13条 本契約の変更は、当事者の権限ある代表者または代理人が記名捺印した文書によってのみ行うことができるものとする。

(残存条項)

- 第14条 本契約が解除により終了した場合であっても、第6条乃至第8条、第12条、第16条の規定は引き続き効力を有するものとする。

(協議)

- 第15条 本契約に関して疑義が生じた場合、甲と乙は信義誠実の原則に従い、これを協議し、解決するものとする。

(合意管轄)

- 第16条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、青森地方裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意する。

以上契約の証として本契約書3通を作成し、甲と乙が記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲(利用者)

乙(著作物利用許諾者) 青森県青森市浜館一丁目14番地3  
株式会社みちのく計画  
代表取締役 間山克子

有償刊行利用許諾契約書 別紙

別紙として利用許諾申請書の複製（コピー）を添付する